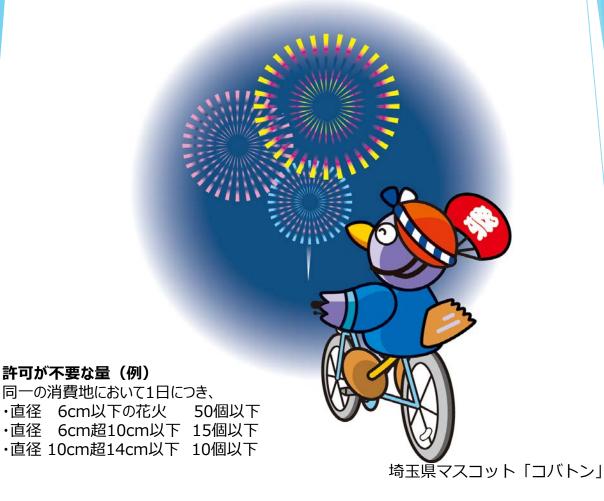
花火大会を計画される方へ

花火の打揚げ量により、火薬取締法に基づく許可申請が必要になる場合があります。開催まで余裕をもって、お近くの消防本部へ必ず御相談ください。



※許可が必要な量を超えた花火の打揚げを許可を受けずに行うと、 罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、又はその併科) が適用される場合があります。

問合せ先

戸田市消防本部 予防課

所在地:戸田市新曽1875番地の1 電 話:048-420-2125

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬·電気担当

電 話:048-830-8435